

航空機駐機・格納申込書 / 個人機持込登録書

板倉滑空場で飛行する機体はすべて必要です。

記入年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> JSC 会員 <input type="checkbox"/> ビジター	<input type="checkbox"/> 板倉常駐 <input type="checkbox"/> 短期駐機 <input type="checkbox"/> 板倉以外常駐
所属グループ・団体名	ビジターの場合は飛行目的		
フリガナ	E-Mail		
航空機所有者名	電話番号	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 携帯 / <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 会社	
フリガナ			
住所	〒 (7桁)		
料金支払担当者 (所有者と異なる場合)	担当者名:	住所: 〒	連絡先: (TEL) (E-Mail)

<駐機・格納する機体 及び 板倉で飛行するオーナー機>

★板倉で飛行する機体で **92条但書申請(操縦練習を行う機体)**、**60条但書申請(義務無線機未搭載)**に該当するものは、別途 CAB に申請が必要なため、耐空類別と義務無線機情報を記入のこと。JSC 会員の機体の場合は、新橋事務所にて登録可能。

機番	機種	耐空類別	義務無線機	駐機・格納期間	駐機・格納の種別
JA			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年 月 日 ~ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 屋外組立 <input type="checkbox"/> 屋外分解 <input type="checkbox"/> 格納庫組立 <input type="checkbox"/> 格納庫分解 <input type="checkbox"/> 板倉滑空場敷地以外に駐機
当該登録機により飛行するメンバー(JSC 会員以外はその旨明記してください。:					
92条申請但書を希望する機体	機番:	60条但書申請を希望する機体	機番:		

<板倉滑空場に駐機格納する機体については駐機・格納料支払方法>

- 1年前納を希望 (事前に新橋事務所に連絡が必要) → 板倉滑空場にて現金払い 新橋事務所に振込み
- ビジターで期間限定の場合は駐機・格納終了時に支払い → 板倉滑空場にて現金払い(原則)
- その他:

<板倉滑空場における駐機・格納及び滑空場使用に対する約款>

- (1)個人所有の機体を持ち込む場合、第三者賠償保険を、グライダーは1億円以上、飛行機は3億円以上を付保しなければ、板倉滑空場では飛行することはできない(航空保険証書のコピー及び事故の際の保険会社連絡先を添付のこと)。
- (2)駐機場スペースに限りがあるため、機体持込みに際しては、事前に滑空場長に駐機許可を得、搬入時には滑空場管理者に報告をしなければならない。また、ビジターの駐機期間は滑空場長の許可を受けた場合以外はビジター規定に定める目的達成に必要な期間限定とし、駐機の権利は会員が優先する。
- (3)板倉滑空場内に駐機・格納する場合は、事前登録が必要である。クラブの事務担当者に駐機料金の請求先、業務担当者との連絡方法等必要事項を明確にしなければならない。
- (4)グライダー用トレーラー後部には外部から機番が識別できる記号を明記しなければならない。
- (5)滑走路敷地内には原則として駐機することができない。自己の都合で駐機する場合、駐機によって起こった災害・損失・破損等についてクラブは一切の責任を負わない。台風や豪雨により渡良瀬川の水位が増し、滑走路の冠水の可能性がある場合は、各自の責任において機体を移動撤収するものとする。但し、冠水が予想された場合、滑走路に駐機中のトレーラーをクラブの判断により格納庫付近に移動する。この場合は撤収費用としてクラブに寄付(2,000円/機)を戴く。
- (6)1年前納割引は、次年度分を前年度の指定された期日までにクラブに対して支払いがなければ、適用されない。

●私は上記の約款を理解し、これを遵守します。 年 月 日

署名: _____

受付担当者: _____

- <担当者チェックリスト> 空きスペースの確認
 新橋事務所に FAX ファイリング

受付担当者はこの FORM と航空保険証書等のコピーを滑空場管理者に駐機スペース有無の確認を取った後、新橋事務所に FAX してからファイリングしてください。